



府 食 第 4 6 1 号

平成 2 9 年 6 月 2 7 日

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部
基準審査課長 殿

内閣府食品安全委員会事務局評価第一課長

食品健康影響評価に係る補足資料の提出依頼について

平成 29 年 3 月 21 日付け厚生労働省発生食 0321 第 26 号により貴省から当委員会に意見を求められた硫酸アルミニウムアンモニウム及び硫酸アルミニウムカリウムに係る食品健康影響評価について、平成 29 年 6 月 19 日開催の食品安全委員会添加物専門調査会（第 161 回会合）における審議の結果、別紙のとおり補足資料が必要となりましたので、平成 30 年 6 月末までに提出をお願いいたします。

なお、平成 30 年 6 月末までに補足資料を提出できないことが明らかとなった場合は、速やかに提出できない理由及び今後の対応方針について提出をお願いいたします。

(別紙)

硫酸アルミニウムアンモニウム及び硫酸アルミニウムカリウムの食品健康影響評価に必要な補足資料

	補足資料	要求の理由
1	「硫酸アルミニウムアンモニウム及び硫酸アルミニウムカリウム概要書」(厚生労働省、平成 29 年 3 月 21 日)の引用文献 26(佐藤恭子, 食品添加物の規格の向上と使用実態の把握等に関する研究 分担研究 食品添加物規格基準の向上と使用実態に関する調査研究 その 1 指定添加物品目(第 9 回最終報告)。平成 22 年度)及び引用文献 192(佐藤恭子, 食品添加物の生産量統計を基にした摂取量の推定に関わる研究 その 1 指定添加物品目(第 10 回最終報告)。平成 25 年度)に関連して、硫酸アルミニウムアンモニウム並びに硫酸アルミニウムカリウムの摂取量に係る平成 28 年度の報告及び当該報告に基づく推定 1 人一日摂取量についての資料	硫酸アルミニウムアンモニウム及び硫酸アルミニウムカリウムの一日摂取量の推計等に係る安全性評価に必要であるため。
2	上記 1 に関連する資料や考察があれば、併せて提供すること。	同上